

諸塚村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

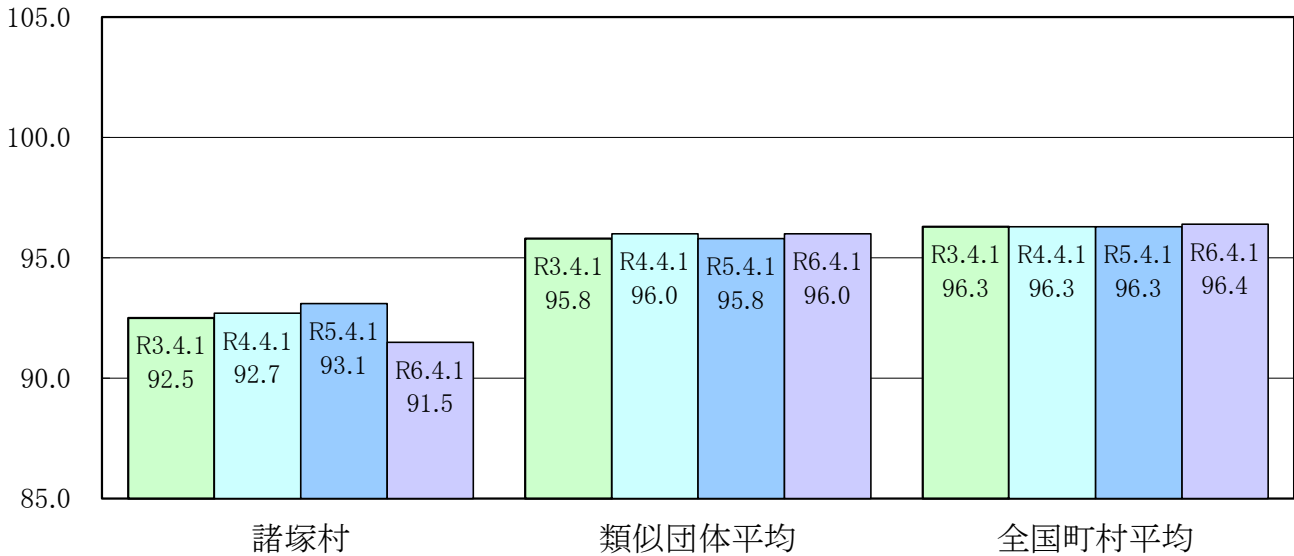
区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
5年度	人 1,458	千円 3,986,277	千円 55,439	千円 478,123	% 12.0	% 12.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	53人	千円 189,868	千円 20,412	千円 64,372	千円 274,652	千円 5,182	千円 5,514

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給割合）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。
※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況 ※人事委員会未設置のため未記入

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	比較 A-B	勧告 (改定率)		
6年度	円	円	円	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
6年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給与表の見直し

(改定実施時期) 令和4年4月1日

(内容) 国の見直し内容を踏まえ実施しており、激変緩和のため3年間の経過措置(現給保障)を実施。

② 地域手当の見直し

なし

③その他の見直し内容

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
諸塚村	41.4 歳	292,679 円	321,036 円	316,702 円
宮崎県	42.4 歳	312,200 円	376,817 円	336,309 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	41.0 歳	299,781 円	343,406 円	328,800 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
諸塚村	— 歳	0 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
	— 歳	0 人	— 円	— 円	— 円	—	— 歳	— 円	—
宮崎県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	—	330,553 円	—	—	—	—
類似団体	49.2 歳	2 人	285,856 円	316,366 円	301,319 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
諸 塚 村	— 円	— 円	*
—	— 円	— 円	*

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。令和3年～令和5年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職(幼稚園教諭)

区 分	平 均 年 齢	平 均 給 料 月 額	平 均 給 与 月 額
諸 塚 村	38.5 歳	276,100 円	283,075 円
宮 崎 県	44.3 歳	358,500 円	398,591 円
類 似 団 体	40.9 歳	281,000 円	306,825 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		諸 塚 村	宮 崎 県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200 円	196,200 円	196,200 円
	高 校 卒	166,600 円	166,600 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	164,000 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

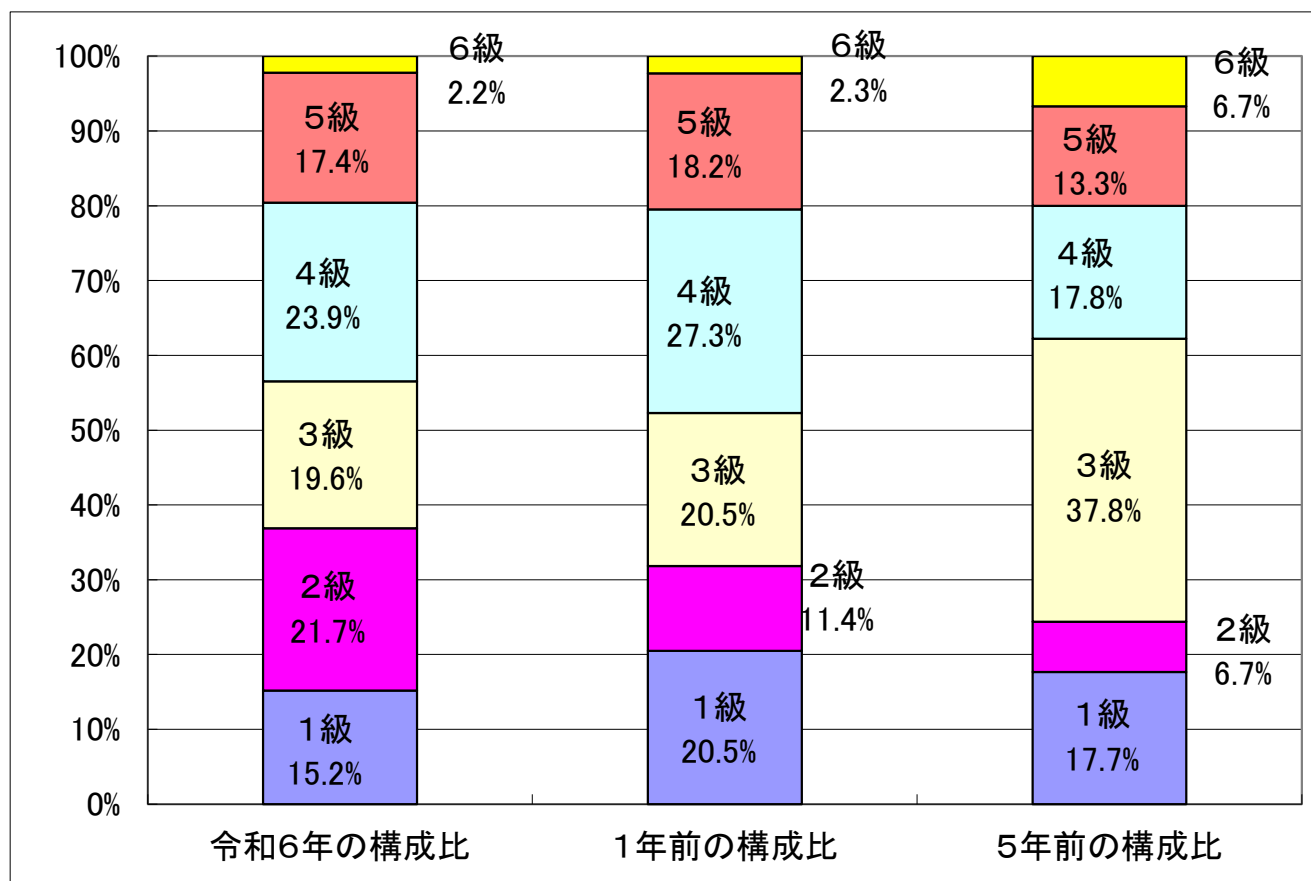
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	— 円	316,800 円	— 円	— 円
	高 校 卒	238,100 円	275,500 円	— 円	348,850 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

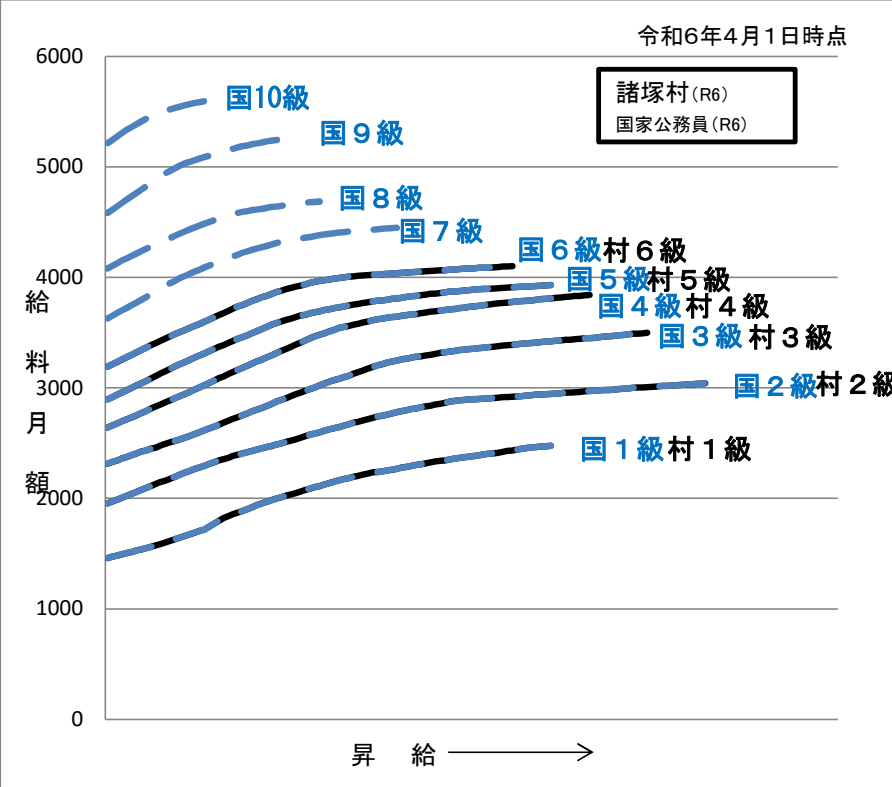
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給与月額
1 級	主事、技師の職務	7人	15.2%	183,500円	258,100円
2 級	主任主事、主任技師の職務	10人	21.7%	230,000円	308,500円
3 級	主査の職務	9人	19.6%	261,300円	354,700円
4 級	課長補佐及び主幹の職務	11人	23.9%	287,300円	386,100円
5 級	課長等	8人	17.4%	309,800円	398,200円
6 級	村長の指定する課長	1人	2.2%	335,000円	415,700円

- (注) 1 諸塚村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（諸塚村）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
	ロ. 人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

諸 塚 村	宮 崎 県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,427 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,564 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40)月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.95)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算4～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（諸塚村）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ、人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

諸 塚 村				国			
(支給率)	自己都合	応募認定・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%)			その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額	14,918 千円						

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当

なし

(4) 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算:一般会計)			503 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算:一般会計)			27,944 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度:一般会計)			34.0 %	
手当の種類(手当数)			3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算)	左記職員に対する支給単価
伝染病防えき作業に従事する職員の特殊勤務手当	防疫作業等に従事した職員	防疫作業等	0千円	1日50～80円
救急業務に従事する職員の特殊勤務手当	救急車に乗務して救急業務を行う職員	救急業務	503千円	昼2,000円、夜間5,000円 閉庁時昼3,000円
家畜診療に従事する職員の特殊勤務手当	獣医師	獣医師業務	0千円	本俸×10%/月

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算:一般会計)	5,104 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	116 千円
支給実績(令和4年度決算:一般会計)	10,844 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	246 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (5年度決算:一般会計)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算:一般会計)
扶 養 手 当	配偶者 6,500円 配偶者以外 子配偶者あり 1人10,000円 子配偶者なし 1人10,000円 子16-22才 1人5,000円 父母等配偶者あり 6,500円	同		6,296 千円	286,182 円
住 居 手 当	家賃を払っている者 ①月額27,000円以下の家賃 家賃額-16,000円 ②月額27,000円から55,000円 家賃額-27,000円×1/2+11,000円 ③月額55,000円超 27,000円	同		1,814 千円	113,375 円
通 勤 手 当	通勤距離片道2km以上の者で、区分 に応じ、2,000円-31,600円の間で支給	同		3,094 千円	103,133 円
管 理 職 手 当	管理職職員に定額で支給 ・総務課長 35,000円/月 ・6級の課長 30,000円/月 ・5級の課長 25,000円/月 ・看護師長 20,000円/月	異	国と区分と額が相違 国の金額 46,300円～130,300 円	2,520 千円	252,000 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料 報 酬				(参考)類似団体における最高／最低額			
	村 長	704,000 円		846,800 円／		528,000 円	
	副 村 長	567,000 円		677,700 円／		481,000 円	
	議 長	294,000 円		400,000 円／		203,000 円	
	副 議 長	220,000 円		314,000 円／		130,000 円	
期 末 手 当	議 員	204,000 円		290,000 円／		109,000 円	
	村 長	(令和6年度支給割合)					
	副 村 長	3.45		月 分			
	議 長	(令和6年度支給割合)					
	副 議 長	3.45		月 分			
退 職 手 当	議 員						
	村 長	(算定方式)		(1期の手当額)		(支給時期)	
	副 村 長	704,000円×在職月数×0.417		14,091 千円		任期毎	
		567,000円×在職月数×0.248		6,750 千円		任期毎	
備 考							

- (注) 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

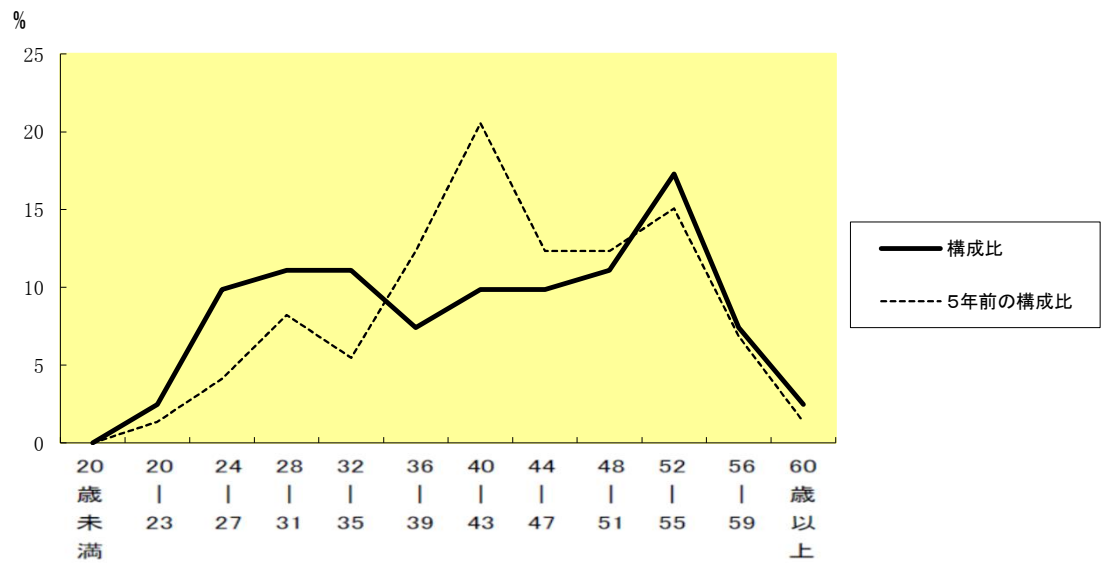
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		令和6年	令和5年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	1	1	0
		総務	14	14	0
		税務	3	3	0
		民生	10	9	1
		衛生	2	2	0
		農林水産	11	10	1
		土木	5	5	0
	計	46	44	2	自己都合退職に伴う欠員補充 機構改革に伴う補充
		<参考> 人口10,000人当たり職員数 315.50 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 204.97 人)			
教 育 部 門		9	9	0	
小 計		55	53	2	<参考> 人口10,000人当たり職員数 377.23 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 241.46 人)
公 営 会 企 計 業 部 等 門	診療所	23	23	0	
	国保	1	1	0	
	介護	1	1	0	
	その他	1	1	0	
小 計		26	26	0	
合 計		81	79	2	<参考> 人口10,000人当たり職員数 555.56 人
		[104]	[104]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2)年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	2人	8人	9人	9人	6人	8人	8人	9人	14人	6人	2人	81人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部 門 \ 区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)
一 般 行 政	44	46	48	48	44	46	2 (104.5%)
教 育	10	10	9	9	9	9	-1 (90.0%)
普 通 会 計 計	54	56	57	57	53	55	1 (101.9%)
公 営 企 業 会 計 計	26	26	27	26	26	26	0 (100.0%)
総 合 計	80	82	84	83	79	81	1 (101.3%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門職員数です。

7 公営企業職員の状況

地方公営企業法を全部適用する公営企業はありません。